



2025 年 6 月 25 日

各 位

会 社 名 太 陽 ホ ー ル デ ィ ン グ ス 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 齋 藤 齊
(コード:4626 東京証券取引所 プライム市場)
問 合 せ 先 常 務 執 行 役 員 C F O 富 岡 さ や か
(TEL 03-5953-5200 (代表))

株式報酬制度としての新株式の発行に関するお知らせ

当社は、2025 年 6 月 25 日開催の取締役会決議において、株式報酬制度としての新株式の発行（以下、「本新株発行」）を行うことについて決議しましたので、下記のとおりお知らせします。

記

1. 発行の概要

(1)	払 込 期 日	2025 年 7 月 10 日		
(2)	発 行 新 株 数	当社普通株式 51,703 株		
(3)	発 行 価 額	1 株につき 6,750 円		
(4)	発行価額の総額	348,995,250 円		
(5)	募集又は割当方法	特定譲渡制限付株式を割り当てる方法	28,603 株	
		第三者割当の方法	23,100 株	
(6)	割 当 予 定 先	(特定譲渡制限付株式を割り当てる方法)		28,603 株
		当社の業務執行取締役	1 名	6,613 株
		当社の上席専務執行役員	2 名	6,790 株
		当社の執行役員	8 名	15,200 株
		(第三者割当の方法)		23,100 株
		当社の業務執行取締役（退任者※を除く）	1 名	7,700 株
		当社の業務執行取締役（退任者※）	1 名	12,800 株
		当社の上席専務執行役員（退任者※を除く）	1 名	1,300 株
		当社の上席専務執行役員（退任者※）	1 名	1,300 株
		※第 78 回定時株主総会の日（2024 年 6 月 15 日）から第 79 回定時株主総会の日（2025 年 6 月 21 日）の前日までの期間において当社の業務執行取締役又は上席専務執行役員であった者のうち、第 79 回定時株主総会の日以降 2025 年 6 月 25 日現在までに当社の業務執行取締役又は上席専務執行役員の地位から退任又は退職している者。		
(7)	出 資 の 履 行 方 法	特定譲渡制限付株式の割当については金銭債権の現物出資、第三者割当については金銭の払い込みによる。		
(8)	そ の 他	本新株発行については、金融商品取引法による臨時報告書を提出しております。		

2. 本新株発行の目的及び理由

本新株発行は、当社グループの企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的とした、当社の業務執行取締役（会社法第 363 条第 1 項各号に掲げる取締役をいう。以下、同じです。）及び上席専務執行役員（以下、合わせて「支給対象者Ⅰ」）を対象とする譲渡制限付株式報酬制度及び業績連動株式報酬制度（以下、合わせて「本制度Ⅰ」）と、当社の執行役員（ただし、上席専務執行役員を除き、執行役員処遇の当社の使用人のうち当社との間で委任契約を締結している者を含む。以下、「支給対象者Ⅱ」）に対し、当社の普通株式を付与することにより、当社への帰属意識と経営参画意識を持たせ、長期的な業績向上や株価上昇に対する意欲や士気の高揚を図ること及び株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的とした、当社の支給対象者Ⅱを対象とする事後発行型譲渡制限付株式交付制度（以下、「本制度Ⅱ」）に基づき行われるものです。

<本制度Ⅰの概要等>

(1) 本制度Ⅰの概要

本制度Ⅰにおいては、以下①～④を条件として当社が新たに発行又は処分する普通株式を支給対象者Ⅰに割り当てます。

- ① 譲渡制限付株式報酬制度により当社が発行又は処分する普通株式の総数は、1 事業年度当たり 80,000 株（以下、「譲渡制限付株式発行上限数」）とし、業績連動株式報酬制度により当社が発行又は処分する普通株式の総数は、1 事業年度当たり 200,000 株（以下、「業績連動株式発行上限数」）とします。なお、ある事業年度における本制度Ⅰにより当社が発行又は処分する普通株式の数の合計は、当該普通株式を引き受ける支給対象者Ⅰ（当該引受けの時点において当社の支給対象者Ⅰの地位である者に限ります。）全員が所有する普通株式と合算して、2,840,000 株に満たない数（以下、「対象者持株上限数」）とします。
- ② 譲渡制限付株式発行上限数、業績連動株式発行上限数及び対象者持株上限数は、当社の普通株式の株式分割又は株式併合が行われた場合その他当該各上限数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、分割比率・併合比率等に応じて、当該上限数を、必要に応じて合理的な範囲で調整することができるものとします。
- ③ 本制度Ⅰに基づき割り当てられる数については、譲渡制限付株式報酬制度に基づき割り当てられる普通株式の数を優先して決定するものとします。
- ④ 本制度Ⅰに基づき割り当てられる普通株式 1 株当たりの払込金額は、原則として、当該発行又は処分する普通株式に係る募集事項の決定に係る各取締役会決議日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）とし、当該普通株式を引き受ける支給対象者Ⅰに特に有利な金額とならない範囲で取締役会において決定します。

(2) 譲渡制限付株式報酬制度の概要

譲渡制限付株式報酬制度において、当社は、支給対象者Ⅰに対して、譲渡制限付株式の付与のために金銭債権を支給します。当該金銭債権を当社から支給された各支給対象者Ⅰは、当該金銭債権の全部を現物出資財産として払い込み、当社が新たに発行又は処分する普通株式を引き受けるものとします。

当社は、当該金銭債権を、①支給対象者Ⅰが支給を受けた金銭債権の全部を現物出資財産として、当社が新たに発行又は処分する普通株式の割当に応じて払い込むことに同意しており、②当社との間において、譲渡制限付株式割当契約を締結すること、また、③支給対象者Ⅰが当該割当に係る新株発行又は自己株式処分の払込期日の直前時において当社の支給対象者Ⅰの地位にあること、④当該割当に係る新株発行又は自己株式処分が撤回又は差止めその他の事由に基づいて中止されていないことを条件として支給するものとします。

そして、上記①及び②の点から、本新株発行の対象となる普通株式 51,703 株のうち譲渡制限付株式報酬制度に基づき発行される 13,403 株は、法人税法第 54 条第 1 項及び所得税法施行令第 84 条第 1 項に定める特定譲渡制限付株式に該当します。

今回、当社は、各支給対象者Ⅰの職責の範囲及び諸般の事情を勘案したうえ各支給対象者Ⅰへの譲渡制限付株式報酬としての金銭債権の支給額については、株主との利害の共有度合いを高め、支給対象者Ⅰに対して中長期的な企業価値向上への動機付けを与えるように、譲渡制限付株式報酬としての金銭債権を合計 90,470,250 円（以下、「本金銭債権」）、譲渡制限付株式報酬制度に基づき新たに発行する普通株式の数を 13,403 株としました。また、譲渡制限期間は新たに発行する普通株式の払込期日から 10 年間としています。

本新株発行においては、譲渡制限付株式報酬制度に基づき、割当予定先となる支給対象者Ⅰ3 名が当社に対する本金銭債権の全部を現物出資財産として払い込み、当社の普通株式 13,403 株について発行を受けることとなります。

(3) 譲渡制限付株式割当契約の概要

① 譲渡制限期間 2025 年 7 月 10 日～2035 年 7 月 9 日

② 譲渡制限の解除条件

支給対象者Ⅰが、譲渡制限付株式報酬の支給対象期間（第 79 回定時株主総会の日から第 80 回定時株主総会の日の前日までの期間をいいます。本（3）において以下同じです。）中、継続して、当社の支給対象者Ⅰの地位にあることを条件として、譲渡制限付株式割当契約により割当を受けた当社の普通株式（以下、本（3）において「本割当株式」）の全部について、譲渡制限期間が満了した時点（ただし、当該支給対象者Ⅰが死亡により退任した場合には、当該期間が別途調整されることがあります。）をもって譲渡制限を解除します。

③ 支給対象期間中に支給対象者Ⅰが退任した場合の取扱い

支給対象者Ⅰが、支給対象期間中に退任（支給対象者Ⅰの地位でなくなった場合も含みます。）した場合には、退任時点で支給対象者Ⅰが保有する本割当株式の数に、第 79 回定時株主総会の日が属する月の翌月から起算して支給対象者Ⅰの退任日が属する月までの月数を 12 で除した数を乗じた結果得られる数（1 株に満たない数は切捨て。）を、上記「②譲渡制限の解除条件」の定めに従って、将来譲渡制限を解除する本割当株式の数とし、残りの譲渡制限が解除されない本割当株式について当該退任直後時点をもって、当社は当然に無償で取得するものとします。

④ 当社による無償取得

当社は、上記「③支給対象期間中に支給対象者Ⅰが退任した場合の取扱い」等を除き、譲渡制限期間が満了した時点の直後の時点において、譲渡制限が解除されない本割当株式について、当然に無償で取得するものとします。

⑤ 株式の管理

本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、支給対象者Ⅰが本割当株式の管理のために SMBC 日興証券株式会社に開設した専用口座で管理されます。また、支給対象者Ⅰは、当該口座の管理の内容につき同意するものとします。

⑥ 組織再編等における取扱い

当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合、又は、当社の支配株主の異動を伴う行為が実行された場合には、当社の取締役会の決議により、組織再編等が承認されたときには当該組織再編等の効力発生日の前営業日の直前時、また、当社の支配株主の異動を伴う行為が実行されたときには当社の支配株主の異動が生じた日をもって、本割当株式の譲渡制限を解除します。なお、当該譲渡制限付株式報酬の支給対象期間中に、当該組織再編等の承認等がなされた場合には、第 79 回定時株主総会の日が属する月の翌月から起算して当該組織再編等の承認の日又は当社の支配株主の異動が生じる日が属する月までの月数を 12 で除した数を乗じた結果得られる数（1 株に満たない数は切捨て。）を、譲渡制限を解除する本割当株式の数とし、譲渡制限が解除されない本割当株式を、当社は当然に無償で取得するものとします。

(4) 業績連動株式報酬制度の概要

業績連動株式報酬制度において、当社は、支給対象者Ⅰに対して、当社が新たに発行又は処分する普通株式取得の払込資金とするために業績連動株式報酬として金銭を支給します。

業績連動株式報酬を当社から支給された各支給対象者Ⅰは、支給対象期間（業績連動株式報酬が支給されたある事業年度の前々事業年度に係る定時株主総会の日から前事業年度に係る定時株主総会の日の前日までの期間をいいます。）経過後に、当該業績連動株式報酬金額（ただし、業績連動株式報酬相当額に対応する所得税、住民税その他の租税及び社会保険料に相当する金額、払込みに要する手数料並びに単元株式数の株式に係る払込金額に満たない金額等を除きます。以下同じです。）を払い込み、当社が新たに発行又は処分する普通株式を引き受けるものとします。

なお、業績連動株式報酬は、支給対象者Ⅰが支給を受ける業績連動株式報酬金額を当社が新たに発行又は処分する普通株式の割当に応じて払い込むことに同意しており、当社との間において、業績連動株式割当契約を締結することを条件として支給するものとします。

ただし、業績連動株式報酬制度においては、法令、司法機関の判断等により、当社が各支給対象者Ⅰに対して普通株式の発行又は処分を行うことができない場合には、業績連動株式報酬として金銭を支給するのものとします。業績連動株式報酬制度に基づき発行又は処分すべき普通株式の数が、業績連動株式発行上限数又は対象者持株上限数を超える場合には、超過した数の株式相当額は業績連動株式報酬として金銭で支給します。

また、支給対象者Ⅰから業績連動株式報酬の支給を受ける権利を相続した者に対しては、業績連動株式報酬として金銭を支給するのものとします。

今回、当社は、第79期事業年度における税金等調整前当期純利益（14,566百万円）に「1-直近3事業年度平均実効税率-直近3事業年度平均非支配株主に帰属する当期純利益率」（71.62%）を乗じた額の3.4%以内の金銭として、支給対象者Ⅰに対して業績連動株式報酬を合計354,693,752円支給することとし、業績連動株式報酬制度に基づき当該業績連動株式報酬金額を払込資金として新たに発行する普通株式の数を23,100株としました。また、譲渡制限期間は新たに発行する普通株式の払込期日から3年間としています。

本新株発行においては、業績連動株式報酬制度に基づき、割当予定先となる支給対象者Ⅰ4名は当社の普通株式23,100株について発行を受けることとなります。

(5) 業績連動株式割当契約の概要

① 譲渡制限期間 2025年7月10日～2028年7月9日

② 譲渡制限の解除時期

譲渡制限期間が満了した時点（当該株主について相続が開始した場合に限り株主の請求により譲渡制限期間が調整されることがあります。）をもって当該割当契約により割当を受けた当社普通株式（以下、本（5）において「本割当株式」）の全部について譲渡制限を解除します。

③ 株式の管理

本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、支給対象者Ⅰが本割当株式の管理のためにSMBC日興証券株式会社に開設した専用口座で管理されます。また、支給対象者Ⅰは、当該口座の管理の内容につき同意するものとします。

④ 組織再編等における取扱い

当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合、又は、当社の支配株主の異動を伴う行為を実行された場合には、当社の取締役会の決議により、組織再編等が承認されたときには当該組織再編等の効力発生日の前営業日の直前時、また、当社の支配株主の異動を伴う行為が実行されたときには当社の支配株主の異動が生じた日をもって、本割当株式の譲渡制限を解除します。

＜本制度Ⅱの概要等＞

(1) 本制度Ⅱの概要

本制度Ⅱは、当社があらかじめ設定した支給対象期間において当社の執行役員であった者に対し、当該支給対象期間満了後、本制度Ⅱに基づき交付される当社普通株式を交付するための金銭債権を支給し、その支給を受けた者が、当該金銭債権の全部を現物出資財産として払い込み、当社が新たに発行又は処分する普通株式を引き受けるものです。

当社は、当該金銭債権を、①支給対象者Ⅱが支給を受けた金銭債権の全部を現物出資財産として払い込み当社が新たに発行又は処分する普通株式の割当に応じて払い込むことに同意しており、②当社との間において事後発行型譲渡制限付株式割当契約を締結すること③当該割当に係る新株発行又は自己株式処分が撤回又は差止めその他の事由に基づいて中止されていないこと等を条件として支給するものとします。

以上①及び②より、本制度Ⅱに基づき発行される 15,200 株は、法人税法第 54 条第 1 項及び所得税法施行令第 84 条第 1 項に定める特定譲渡制限付株式に該当します。

今回、当社は、本制度Ⅱとしての金銭債権を合計 102,600,000 円（以下、＜本制度Ⅱの概要等＞において「本金銭債権」）、本制度Ⅱに基づき新たに発行する普通株式の数を 15,200 株としました。また、譲渡制限期間は新たに発行する普通株式の払込期日から 3 年間としています。

本新株発行においては、本制度Ⅱに基づき、割当予定先となる支給対象者Ⅱ 8 名が当社に対する本金銭債権の全部を現物出資財産として払い込み、当社の普通株式 15,200 株について発行を受けることとなります。

なお、払込期日時点において日本国内非居住者の支給対象者Ⅱについては、本制度Ⅱに基づく株式の交付に代えて金銭を支給します。

(2) 事後発行型譲渡制限付株式割当契約の概要

① 譲渡制限期間 2025 年 7 月 10 日～2028 年 7 月 9 日

② 譲渡制限の解除時期

譲渡制限期間が満了した時点（当該株主について相続が開始した場合に限り株主の請求により譲渡制限期間が調整されることがあります。）をもって当該割当契約により割当を受けた当社普通株式（以下、本（2）において「本割当株式」）の全部について譲渡制限を解除します。

③ 当社による無償取得

当社は、譲渡制限期間が満了した時点の直後の時点において、譲渡制限が解除されない本割当株式について、当然に無償で取得するものとします。

④ 株式の管理

本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、支給対象者Ⅱが本割当株式の管理のために SMBC 日興証券株式会社に開設した専用口座で管理されます。また、支給対象者Ⅱは、当該口座の管理の内容につき同意するものとします。

⑤ 組織再編等における取扱い

当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合、又は、当社の支配株主の異動を伴う行為が実行された場合には、当社の取締役会の決議により、組織再編等が承認されたときには当該組織再編等の効力発生日の前営業日の直前時、また、当社の支配株主の異動を伴う行為が実行されたときには当社の支配株主の異動が生じた日をもって、本割当株式の譲渡制限を解除します。

3. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本新株発行の発行価額は、当社普通株式の株価を基準として決定することとし、具体的には、本新株発行に係る取締役会決議日の直前営業日（2025 年 6 月 24 日）の東京証券取引所における当社普通株式の終値である 6,750 円としています。取締役会決議日の直前営業日の終値を採用することとしたのは、当社普通株式が上場されており、かつ直近の株価を大きく左右する事実が発生していない状況においては、当該株価が企業業績や市場の需給環境を反映する、恣意性を排除した合理的なものであると判断したためです。

本新株発行の発行価額は、当社普通株式の東京証券取引所における当該取締役会決議日の直前営業日までの 1 か月間（2025 年 5 月 26 日から 2025 年 6 月 24 日まで）の終値の平均である 6,050 円（円未満切捨て）に対しては 11.57%（小数点以下第 3 位を四捨五入。以下、%の記載につき同じ）のプレミアム、同直前営業日までの 3 か月間（2025 年 3 月 25 日から 2025 年 6 月 24 日まで）の終値の平均である 5,268 円（円未満切捨て）に対しては 28.13%のプレミアム、また、同直前営業日までの 6 か月間（2024 年 12 月 25 日から 2025 年 6 月 24 日まで）の終値の平均である 4,714 円（円未満切捨て）に対しては 43.19%のプレミアムであり、当該取締役会決議日の直前営業日並びに直前 1 か月間、直前 3 か月間及び直前 6 か月間の終値の平均値に 0.9 を乗じた以上の価額であることから、特に有利な金額には該当しないことが明らかであるものと判断しました。

以上